

利用者登録時の留意事項について

平成 23 年 4 月
京丹後市財務部入札契約課
TEL 0772 - 69 - 0170

電子入札システムの利用者登録時には、次の点に留意して登録を行ってください。

1 業者番号（半角入力）

（1）建設工事の場合 9桁の数字

0 + （建設業許可の）大臣知事コード（2桁） + 建設業許可番号（6桁）

例）026000100（京都府知事許可業者で、許可番号が100の場合）

000123456（国土交通大臣許可業者で、許可番号が123456の場合）

（2）測量・建設コンサルタント等業務の場合 9桁の数字

京丹後市から送付した「測量等業務指名競争入札参加資格認定通知書」に記載されたユーザ ID（業者番号）

例）5A0000026

2 商号または名称（全角入力）

（1）全ての文字を全角で入力してください。

（2）株式会社、有限会社については（株）（有）にて入力してください。

入力例：株式会社 建設 **（株）** 建設

（株）は全角入力のかっこを使用し、記号の(株)は使用しないでください。

（3）営業所、支店等で入札参加資格の登録がされている場合は、商号又は名称の後に全角スペースを入力し、その後に営業所、支店名等を入力してください。

入力例：株式会社 建設 京都支店 **（株）** 建設 **京都支店**

商号又は名称の後に**全角スペース**を入力し、その後に営業所、支店名等を入力してください。
（間違えて、**_(アンダーバー)**を入力しないよう注意してください。）

3 「ユーザ ID」及び「パスワード」欄の入力については空白（なにも入力しない）としてください。

【その他】

ICカードの名義人について

本社又は本店で入札参加資格の登録がされている場合（営業所、支店等へ年間委任をしていない場合）は、本社・本店の代表者のカードのみ利用可能です。

営業所、支店等で入札参加資格の登録がされている場合（年間委任状により委任を受けた営業所長、支店長等の受任者がいる場合）は、受任者のカードのみ利用可能です。

「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等業務」の両方について、入札参加資格がある場合それぞれの業種について、別々の IC カードにて利用者登録を行う必要があります。

従って、「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等業務」の両方について、1枚の IC カードで登録することはできません。